

日行連発第 491 号
令和 4 年 7 月 25 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

株式会社が発起人である場合の定款認証の際の
実質的支配者の認定根拠資料について（周知）

株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について、今後は株主名簿の添付を求めないことになったということで日本公証人連合会より別添資料のとおり周知依頼がありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、別添資料について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

別添資料：

- ・株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について（周知方依頼）